

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	電気通信サービスに係る消費者保護の推進	電気通信サービスにおける法令及びガイドライン等の遵守徹底、電気通信消費者支援連絡会等を通じた関係者間の連携強化、電気通信事業者等による取組推進（継続的に実施）【総務省】					電気通信サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況	
		電気通信サービス分野における制度改正の実施【総務省】						
	有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用	有料放送サービス分野における制度改正の実施【総務省】	有料放送サービスについて、整備された消費者保護制度の適切な運用【総務省】					有料放送サービスに係る消費者保護の制度の整備・運用状況
	詐欺的な事案に対する対応	<p>< 無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案に対する対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 無登録業者等に係る情報収集・分析 ・ その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第 187 条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第 192 条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】 					<ul style="list-style-type: none"> ・ 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） ・ 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） ・ 金融商品取引法違反行為等が認められた業者等の公表（件数） 	
<p>< 詐欺的な商法による新たな消費者被害への対応 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・ 無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】 								
投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】					投資型クラウドファンディング業者の登録件数		
金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討	金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】					投資運用等ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえた制度見直しの検討状況		
安全・安心なクレジットカード利用環境の整備	法令改正等に係る審議・検討【経済産業省】						法令及びガイドライン等の見直しや改訂の実施状況	
	業者への立入検査や、報告徴収等の適正な執行等【経済産業省】							

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	商品先物取引法の迅速かつ適正な執行						商品先物取引に関する苦情受付件数 ・相談・苦情件数を、取引高も考慮しつつ平成26年度と比較して減少させる
	民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護	<p>< 民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」の周知 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイト掲載等による周知 ・一般消費者向けにインターネットテレビによる賃貸住宅の入退去に係る留意点の注意喚起【国土交通省】 <p>民法改正に関する周知【国土交通省】</p>					<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン等の周知及び注意喚起の実施状況（ウェブサイト等への掲載、インターネットテレビによる注意喚起の状況、民間賃貸住宅のトラブルに関する相談を受ける地方公共団体等の職員を対象とした研修会への参加人数） ・民間賃貸住宅の賃貸借に関する消費生活相談の件数 ・実態把握及び必要な取組の検討の実施状況（定期的な実態把握、必要な取組の継続的な検討、実施）
		<p>< 家賃債務保証に係る賃借人の居住の安定を図るための取組の検討 ></p> <p>アンケート等による家賃債務保証会社の利用に関する定期的な実態把握、家賃債務保証業者の適正な運営の確保や賃借人の居住の安定を図るために必要な取組の検討、実施【国土交通省】</p>					
住宅リフォーム等における消費者保護	<p>< 住宅リフォーム工事及び既存住宅売買等のトラブルに関する消費者保護 ></p> <p>ガイドブック及びパンフレット等による消費者への情報提供</p> <p>リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実【国土交通省】</p>					消費者への情報提供の実施状況	
	建設業法改正法（見積書の交付義務）の周知【国土交通省】	<p>リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策の検討【国土交通省】</p>					
	<p>< リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供 ></p> <p>各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、登録事業者を公表【国土交通省】</p>						
	<p>< 住宅リフォーム事業者団体登録制度の着実な運用 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体の登録を実施 ・団体による研修の実施及び相談窓口の設置・運用 ・団体を通じたリフォーム事業者への指導、勧告等【国土交通省】 						

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	高齢者向け住まいにおける消費者保護	老人福祉法に基づく「届出」を促進するための取組を推進し、規制を的確に運用する【厚生労働省】					・未届施設に対する地方公共団体の指導状況（指導の実施率）
		前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討【厚生労働省】					
	美容医療サービス等の消費者被害防止	地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数を把握し、指針等の効果を検証【厚生労働省】					・地方公共団体におけるインフォームド・コンセントに関する相談・指導件数等
		地方公共団体に対する指針等の継続的な周知、指導事例等の情報共有による円滑な指導のための連携【厚生労働省】		新たな対策の周知【厚生労働省】			
美容医療サービス等において適切なインフォームド・コンセントが実施されるように新たな取組を検討【厚生労働省】		検討結果を踏まえ、必要な対策を実施【厚生労働省】					
警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化	<p>< 警備業者に対する指導監督の継続実施 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 各都道府県において、各種講習会、立入検査など、様々な機会を捉えて警備業者に対する指導を実施 違反業者に対する行政処分の実施【警察庁】 <p>< 関係機関との連携 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人全国警備業協会（認定個人情報保護団体）との連携による個人情報の取扱いについての苦情の解決義務の円滑化【警察庁】 					警備業者への指導状況	
	探偵業の業務の適正化に関する法律（以下「探偵業法」という。）の運用の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県警察において、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を実施 違反業者に対する検挙・行政処分の実施【警察庁】 					探偵業者への指導状況

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

電気通信サービスに係る消費者保護の推進

様々な電気通信サービスが日常生活や経済活動に必要な社会基盤となっている状況の下で、電気通信サービスにおける利用者利益の確保のため、「ICTサービス安心・安全研究会報告書～消費者保護ルールの見直し・充実～、～通信サービス料金その他の提供条件の在り方等～（平成26年12月）」等を踏まえ、電気通信サービスに関する説明義務等の在り方、契約関係からの離脱のルールの在り方、販売勧誘活動の在り方、端末のSIMロック解除の推進等について、電気通信事業法の改正も含め、所要の制度整備を行うとともに、法令及びガイドライン等の遵守を徹底させるなど、消費者保護を推進する。また、同報告書を踏まえ、電気通信サービスに関する苦情・相談処理体制、期間拘束・自動更新付契約、試用サービス等に関する関係事業者・団体の取組について、検証し、推進する。

また、電気通信サービス向上推進協議会が策定した「電気通信事業者の営業活動に関する自主基準」を踏まえた電気通信事業者及び代理店による勧誘の適正化等を推進する。

電気通信消費者支援連絡会（ ）を全国の各地域において毎年定期的開催し、電気通信サービスにおける円滑なサービスの提供の確保や、苦情・相談等の適切な処理に関し、円滑で機動的な対応が行えるよう、関係者間で情報共有・意見交換を行う。【総務省】

各地の消費生活センターや電気通信事業者団体等を構成員として、電気通信サービスに係る消費者支援の在り方についての意見交換を行う総務省主催の連絡会

有料放送サービスに係る消費者保護制度の適切な運用

有料放送サービスについては、説明義務、契約関係からの離脱のルール、販売勧誘活動の在り方等について、放送法の改正も含め、所要の制度整備を行い、整備された制度に基づき適切に運用する。【総務省】

詐欺的な事案に対する対応

無登録業者等による未公開株の販売等やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、関係機関と連携し、裁判所への禁止命令等の申立てに係る調査権限等を行使し、金融商品取引法違反行為等が認められた場合には、投資者保護上の必要に応じて、禁止命令等の申立てや無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等の公表を行う。【金融庁】

詐欺的商法による新たな消費者被害への対応において、無登録業者や無届募集者等による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起

を引き続き積極的に実施する。また、引き続き、当該業者に対しては、警告書の発出を行うなどにより、被害の拡大防止等を図る。【金融庁】

投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備

投資型クラウドファンディングの利用促進及び投資者保護のための必要な措置を講ずるために平成26年5月に改正された金融商品取引法等の施行に向けて、政府令等の制度整備を行うとともに、法施行後においても、投資者保護の観点から、必要に応じ、監督上の対応を行うなど、適切に対応を行う。

【金融庁】

金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直しの検討

金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」において、投資家の保護及び成長資金の円滑な供給との観点を踏まえ、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）をめぐる制度の在り方などの課題について検討し、適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）の制度の見直し及び検査・監督体制の強化を検討する。【金融庁】

安全・安心なクレジットカード利用環境の整備

割賦販売法を適切に運用し、また関係事業者への遵守を徹底させることにより、クレジット取引等の適切な対応を進める。また、産業構造審議会割賦販売小委員会での議論を踏まえ、健全なクレジット取引の推進のため、法令改正の必要性の検討も含め適切に対応を進める。【経済産業省】

商品先物取引法の迅速かつ適正な執行

商品先物取引に関し、委託者の保護及び取引の適正化を図るため、引き続き、商品先物取引法の迅速かつ適正な執行を行う。また、不招請勧誘による消費者被害を防止するための取組を徹底するほか、著しく委託者の保護に欠ける事態が生じた場合には、速やかに所要の措置を講ずる。【経済産業省、農林水産省】

民間賃貸住宅の賃貸借における消費者保護

民間賃貸住宅をめぐるトラブルの未然防止のための「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」及び「賃貸住宅標準契約書」のウェブサイト掲載等を行い、周知を図るとともに、賃貸住宅の入退去に係る留意点についてインターネットテレビにより注意喚起を行う。【国土交通省】

家賃債務保証をめぐる消費者相談等の状況に鑑み、家賃債務保証会社に対

し、業務の適正な実施に当たって遵守することが望ましい事項、不当な取立て行為を行わないことを周知等することで、賃借人の居住の安定を図るための取組を検討し、可能なものから順次実施する。【国土交通省】

住宅リフォーム等における消費者保護

建設業法改正法（平成27年4月1日施行）を踏まえ、注文者から求められた場合のリフォーム工事の請負契約に係る見積書の交付義務について、建設業者への周知を促進するほか、リフォーム工事の請負契約に関するトラブル防止のための方策を引き続き検討する。

住宅リフォーム事業者及び中古住宅流通等に関する情報提供として、リフォームや中古住宅に係る各種瑕疵保険において、当該保険を利用する事業者には住宅瑕疵担保責任保険法人への登録を求め、消費者に対して登録事業者を公表する。

住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために、国土交通省の告示（告示公布・施行平成26年9月1日）による住宅リフォーム事業者団体登録制度において、住宅リフォーム事業者団体の登録に関し必要な事項を定め、要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録・公表することにより、団体を通じた住宅リフォーム事業者の業務の適正な運営を確保するとともに、消費者への情報提供等を行う。

住宅リフォーム及び既存住宅売買に関するトラブルに対応するため、消費者保護の観点から、リフォーム瑕疵保険等の住宅欠陥に関する保険制度等の充実を図る。住宅瑕疵担保履行制度のあり方に関する検討委員会における検討も引き続き実施する。【国土交通省】

高齢者向け住まいにおける消費者保護

高齢者向け住まいについては、老人福祉法第29条第1項の規定に基づく「届出」を促進するための取組を推進し、規制を的確に運用する。また、前払金の在り方について、平成26年度までの実態把握等を踏まえて検討する。【厚生労働省】

美容医療サービス等の消費者被害防止

美容医療、歯科インプラント等の自由診療について、施術の前に患者に丁寧に説明し、同意を得ることが望ましい内容等につき関係者に周知徹底するとともに、指導事例の共有等により、円滑な指導のための連携を行う。また、地方公共団体における相談・指導件数を把握し、指針等の効果の検証を行う。さらに、効果の検証結果も踏まえつつ、美容医療サービス等において適切なインフォームド・コンセントが実施されるように、新たな取組を検討する。

【厚生労働省】

警備業務に関する消費者取引における情報提供の適正化及び苦情解決の円滑化

警備業法第19条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、警備業務の依頼者の保護が図られるよう、各都道府県警察による警備業者に対する指導及び違反業者に対する行政処分による指導監督を実施する。

警備業務に関する苦情の解決義務が円滑に行われるよう、都道府県公安委員会による報告徴収・立入検査の監督権限によって、苦情の適切な解決が行われているかを確認するとともに、関連団体との連携を推進する。【警察庁】

探偵業法の運用の適正化

各都道府県警察において、探偵業法第8条の規定に基づく契約内容の書面交付が確実に実施され、探偵業務の依頼者の保護が図られるよう、各種講習会や立入検査等様々な機会を捉えて探偵業者に対する指導を行い、違反業者に対して検挙・行政処分といった措置を執るなど、探偵業者に対する指導監督を継続的に実施する。【警察庁】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化	特定商取引法の通信販売での不法行為への対応						特定商取引法に基づく処分件数 目標値：引き続き、消費者被害の多い通信販売取引について、悪質事業者に対する行政処分を厳正に行い、消費者保護を十分に確保する。
		悪質性や緊急性が高いと思われる案件の調査、調査結果に基づく厳正な法執行【消費者庁】					
	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施						警告メール（行政指導）の件数及び措置命令（行政処分）の件数
		特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の厳正な運用【総務省、消費者庁】					
	迷惑メール追放支援プロジェクトの実施						送信元プロバイダへの通知件数
		迷惑メール追放に向けた調査端末で受信した迷惑メールの違法性の確認、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知【総務省】					
	インターネット上の消費者トラブルへの対応						注意喚起等の実施状況
		調査結果等を活用した消費者への注意喚起等【消費者庁、関係省庁等】 最新のインターネット技術・サービス及びそれらを巡る消費者トラブルの動向を踏まえ、テーマを選定・実施					
		インターネット消費者取引連絡会の開催等【消費者庁、関係省庁等】 インターネット消費者トラブル等の動向を踏まえ、テーマを設定					
	電子商取引環境整備に資するルール整備						「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】
		「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等【経済産業省】					

3 適正な取引の実現

(3) 情報通信技術の進展に対応した取引の適正化

特定商取引法の通信販売での不法行為への対応

通信販売等について、特定商取引法の執行を補完する取組として、通信販売事業者に対し不適切な広告の改善を促すとともに、インターネット・サービス・プロバイダや金融庁などに対し、違法な電子メール広告等の情報を提供することにより、ウェブサイトの削除や口座の停止等を促す。【消費者庁】

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づく行政処分等の実施

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に基づき、行政処分や行政指導の実施により、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律に違反する特定電子メールに起因した消費者被害を削減する。【総務省、消費者庁】

迷惑メール追放支援プロジェクトの実施

迷惑メール追放のための官民連携施策として、調査端末で受信した迷惑メールの違法性を確認し、当該メールに関する情報を送信元プロバイダに通知することにより、迷惑メール送信回線の利用停止措置等の円滑な実施を促す。【総務省】

インターネット上の消費者トラブルへの対応

インターネット技術・サービスの進展や諸外国の動向等について調査研究を実施し、調査結果を活用した注意喚起等を実施する。また、関係行政機関、事業者団体、消費者団体等で、インターネット上で新たに発生しつつある課題を共有し、事業者等による機動的な取組を促すため、「インターネット消費者取引連絡会」を開催する。【消費者庁、関係省庁等】

電子商取引環境整備に資するルール整備

「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」の改訂等を通じて、情報技術を利用した取引が消費者や事業者にとって便利でかつ安心・安全なものとなるよう、取引環境を整備し、また、事業者や関係省庁と適宜意見交換を実施する。【経済産業省】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り、犯行ツール対策の推進【警察庁】					特殊詐欺の取締状況
		特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】					
		特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】					
		金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】					
	被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進	関係行政機関との連携強化等による悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）の早期把握、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査の推進【警察庁】					悪質商法事犯の取締状況
	生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進	口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策の推進【警察庁、関係省庁等】					情報提供、解約要請等の実施状況
	偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】					「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。					
	ヤミ金融事犯の取締りの推進	ヤミ金融事犯の徹底した取締り、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等による被害の予防【警察庁】					ヤミ金融事犯の取締状況
	フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進	不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づくフィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等【警察庁、総務省、経済産業省】					フィッシング事犯の取締り及び情報セキュリティ関連事業者団体に対するフィッシングに係る情報提供等の実施状況
ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策	URL情報等の提供による、海外の偽サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面への警告表示等の実施【警察庁】					海外の偽サイト等に関するURL情報等のウイルス対策ソフト事業者等への提供	
インターネットオークション詐欺の取締り	インターネットオークションに係る犯罪の取締り、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起【警察庁】					インターネットオークションに係る犯罪の取締り及び犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起の実施状況	
模倣品被害の防止	模倣品の取締りと取引関係者への協力依頼【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】					・模倣品被害の取締り状況 ・取引関係者への協力依頼の状況	

3 適正な取引の実現

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

特殊詐欺の取締り、被害防止の推進

架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締りを強化する。また、携帯電話や預貯金口座を売買するなどの特殊詐欺を助長する行為について関係法令を駆使して取締りに当たるとともに、犯行に利用された携帯電話の携帯電話事業者に対する契約者確認の求め、金融機関に対する振込先指定口座の凍結依頼等の犯行ツール対策を推進し、被害の未然防止、拡大防止を図る。

様々な機会を通じて特殊詐欺の最新の手口、発生状況、被害に遭わないための注意点等の情報を提供するなど、特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動を推進する。【警察庁】

金融機関に対し、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺に関する注意喚起等を引き続き行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止に向けた金融機関の取組をより一層促進する。【警察庁、金融庁】

また、同様の観点から、金融機関における振り込め詐欺への対応状況の検証を行う。

金融機関に対し、不正利用口座に関する情報提供を行うとともに、広く一般に口座の不正利用問題に対する注意喚起を促す観点から、当該情報提供の状況等につき、四半期ごとの公表を行う。【金融庁】

被害の拡大防止を意識した悪質商法事犯の取締りの推進

悪質商法事犯（利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯）は、高齢者等の社会的弱者に多大な被害をもたらすものであることから、関係行政機関との連携強化等による事犯の早期把握に努めるとともに、迅速かつ機敏な口座凍結の要請等や広域事犯に対応するための合同・共同捜査を推進しての早期事件化により、被害の拡大防止を図る。【警察庁】

生活経済事犯に係る被害拡大防止に向けた犯行助長サービス対策等の推進

生活経済事犯の多くで、預貯金口座のほか、携帯電話、バーチャルオフィス等に係るサービスが悪用されていることから、犯罪の予防及び被害拡大防止を図るため、口座凍結のための金融機関への情報提供、携帯電話契約者確認の求め、契約条項に基づくバーチャルオフィス契約の解約要請等の犯行助長サービス対策を推進する。【警察庁、関係省庁等】

偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応

偽造キャッシュカード等（偽造・盗難キャッシュカード、盗難通帳、インターネットバンキング）による被害の防止等に向けた金融機関への注意喚起を実施する。【金融庁、警察庁】

また、金融機関の犯罪防止策や犯罪発生後の対応措置への取組状況をフォローアップ（偽造キャッシュカード等による被害発生状況や金融機関による補償状況の四半期ごとの公表、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況に関するアンケート調査の実施及び公表、金融機関における偽造キャッシュカード等への対応状況の検証）し、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等を促進する。【金融庁】

ヤミ金融事犯の取締りの推進

ヤミ金融事犯については、健全な経済生活を脅かす悪質な事犯であり、また暴力団の資金源となる場合もあることから、当該事犯の徹底した取締りのほか、金融機関に対する口座凍結の要請、携帯音声通信事業者に対する契約者確認の求め、プロバイダ等に対する違法な広告の削除要請等により、被害の予防を図る。【警察庁】

フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策の推進

不正アクセス行為の禁止等に関する法律に基づき、フィッシング事犯の取締り、サイバーセキュリティ関連事業者団体等に対するフィッシングに係る情報提供等を行い、フィッシングに係る不正アクセス事犯への対策を推進する。【警察庁、総務省、経済産業省】

ウイルス対策ソフト等を活用した被害拡大防止対策

各都道府県警察等から集約した、海外の偽サイト等に関するURL情報等を、ウイルス対策ソフト事業者等に提供し、当該サイトを閲覧しようとする利用者のコンピュータ画面に警告表示等を行う対策を推進する。【警察庁】

インターネットオークション詐欺の取締り

インターネットオークションに係る犯罪の取締りを推進するとともに、犯罪の取締りの状況に応じた注意喚起を実施する。【警察庁】

模倣品被害の防止

越境取引やインターネット取引などでの模倣品被害を防止するため、関係行政機関が連携した取締りの強化等を行うとともに、取引の関係者にも協力を呼びかける。【消費者庁、警察庁、財務省、総務省、農林水産省、経済産業省、関係省庁等】

3 適正な取引の実現

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 規格・計量の適正化	J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施 ・日本工業標準調査会への消費者代表の参加 ・消費者代表の国際標準化活動への参加 【経済産業省】					標準化セミナー及び消費者代表の参加した J I S 開発審議の開催状況
	新たな J A S 規格等の検討	<p>食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大等に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた J A S 規格等の検討</p> 【農林水産省】 毎年度、消費者ニーズに則した商品動向や食品加工技術の向上等を考慮し、J A S 規格の制定・見直し等を行う。					新たな J A S 規格等の検討状況

3 適正な取引の実現

(5) 規格・計量の適正化

J I S 規格等の国内・国際標準化施策の実施

消費者の日本工業規格（J I S）開発審議への参加を効率的に促進するために「消費者のための標準化セミナー」を全国で実施する。また、国の審議会である日本工業標準調査委員会に消費者代表が参加し、消費者の立場から国内の標準化・認証に関する審議を実施する。さらに消費者代表が国際標準化活動にも参加する。**【経済産業省】**

新たな J A S 規格等の検討

食品に対する消費者の信頼の確保を図りつつ、市場の拡大に資する観点から、新たな消費者ニーズを踏まえた J A S 規格等を検討し、制度化を図る。**【農林水産省】**

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映	消費者政策の実施の状況の報告	消費者政策の実施の状況の報告【消費者庁】 毎年度、その時々課題を踏まえた記述を盛り込む。					「消費者政策の実施の状況」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターへの報告書提供数
	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告	消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告【消費者庁】					「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センター等への報告書提供数
	消費者政策の企画立案のための調査の実施	消費者意識基本調査の実施【消費者庁】 毎年度、その時々課題を踏まえて調査項目を見直し。					「消費者意識基本調査」ウェブサイトアクセス数 「消費者白書」ウェブサイトアクセス数
		消費者被害額の推計【消費者庁】 推計方法については、必要に応じて見直し。					
その他の調査の適宜実施【消費者庁】							
審議会等への消費者の意見を代表する委員の選任	「消費者団体名簿」の公表【消費者庁】 消費者問題に関連する審議会等において、消費者の意見を代表する委員の選任【関係省庁等】 消費者の意見を代表する委員の範囲の考え方を整理し、これまでの選任実績について検証【消費者庁】					消費者の意見を代表する者の選任人数又は選任割合	

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(1) 消費者政策の透明性の確保と消費者の意見の反映

消費者政策の実施の状況の報告

消費者基本法第10条の2の規定に基づき、政府が前年度講じた消費者政策の実施状況を取りまとめた年次報告（消費者白書）を作成し、国会に報告する（消費者安全法に基づく国会報告と合冊）。【消費者庁】

消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告

消費者安全法第12条各項の規定に基づき各行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長から消費者庁に対し消費者事故等の発生に関する情報の通知があったもの等について、同法第13条の規定に基づき集約及び分析を行い取りまとめた結果を国会に報告する（消費者白書と合冊）。【消費者庁】

消費者政策の企画立案のための調査の実施

消費者政策の企画立案のため、次の1)から3)の調査を実施する。【消費者庁】

- 1) 消費生活や消費者政策に関する一般消費者の意識、行動などについて包括的な調査項目を設定した、消費者意識基本調査を毎年度継続的に実施する。
- 2) 既存の消費者事故等情報や全国消費生活情報ネットワーク・システム（以下、「PIO-NET」という。）情報等を活用した、消費者被害額を毎年度継続的に推計する。
- 3) 上記以外に、日々の消費者事故等情報の分析から早急に対応が必要だと判断した個別テーマについての調査等、各種調査を適宜実施する。

審議会への消費者を代表する委員の選任

今後の関係府省庁等における審議会委員の選任に資するため、全国の消費者団体数、会員数、団体の性格、設立年代、関心事項、活動状況等を取りまとめた「消費者団体名簿」を消費者庁ウェブサイトで公表する。【消費者庁】

消費者の意見を代表する委員の考え方を整理し、消費者問題に関連する国の審議会等における、これまでの選任実績について検証する。【消費者庁】

消費者問題に関連する審議会等の委員の選任に当たっては、消費者の意見を代表する委員の選任に努める。【関係省庁等】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
	地域における消費者教育推進のための体制の整備	国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の設置状況 手法等の検討状況 研修実施状況
		多くの都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置【消費者庁、関係省庁等】					
		地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					
	「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等	<ul style="list-style-type: none"> 消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえた基本方針に関する検討 必要に応じた基本方針の変更【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】 		次期基本方針の検討			次期基本方針の下における、施策の状況等を踏まえた検討、必要に応じた変更の実施【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】
消費者教育に使用される教材等の整備		消費者の特性に応じた適切なものとするに配慮した消費者教育教材の作成及び収集【消費者庁】					ポータルサイトのアクセス数
	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】						
教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基礎的な情報の整備と体制作り）	学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況調査【文部科学省】						<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 イメージマップ活用度調査 国センでの研修実績
	25年度調査 普及・啓発						
	28年度調査 企画・設計	調査実施	集計・現状課題等の分析・報告書作成		普及・啓発		
					31年度調査 企画・設計	調査実施	
調査研究などの成果など特色ある取組事例の普及、先駆的実践者を活用した、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りの促進【文部科学省】							
地方公共団体における、教育委員会と消費者行政担当部局との連携等による消費者教育の推進体制の整備の促進【消費者庁、文部科学省】							

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I	
(2) 消費者教育の推進	学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進（学習指導要領の周知・徹底、改訂に向けた検討等）【文部科学省】					<ul style="list-style-type: none"> ・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 ・大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合 ・担当省庁による支援の状況 ・消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 	
		大学・専門学校等における消費者教育の推進（取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発）【消費者庁、文部科学省】						
		消費者教育等に関する各教科等横断的なプログラムの開発に係る実践研究、その成果など優れた取組の普及。大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【文部科学省】						
		副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】						
	地域における消費者教育の推進	地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。【消費者庁】						<ul style="list-style-type: none"> ・各都道府県における消費者教育推進地域協議会の設置状況 ・全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 ・コーディネーター育成状況 ・消費生活サポーター数 ・教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合 目標：25年度調査結果 39.9%からの増加 ・担当省庁による支援の状況
		地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。【消費者庁】						
		教育委員会を通じた地域における消費者教育（取組実態調査の実施、実践者向け手引や教材の活用促進等）【文部科学省】						
		関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施 【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】						
	家庭における消費者教育	消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載につとめる。【消費者庁】						<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトのアクセス数
		消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う【消費者庁】						
	事業者・事業者団体による消費者教育	事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載【消費者庁】						<ul style="list-style-type: none"> ・ポータルサイトの掲載数
事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討【消費者庁】								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	持続可能な開発のための教育の推進		倫理的消費等に関する調査研究を実施【消費者庁】				研究会の開催状況
	金融経済教育の推進		<ul style="list-style-type: none"> 金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施 各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用 金融経済教育用教材の作成・配布 学校や地域で開催される講座等への講師派遣 金融サービス利用に伴うトラブル発生への未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】				「家計の金融行動に関する世論調査」(金融広報中央委員会)における生活設計策定の有無 目標：26年調査結果37.3%からの増加
	法教育の推進		法教育の更なる普及・推進のための取組(法教育教材作成、法教育実践状況の調査研究等)の実施【法務省】				法教育推進協議会の開催状況
	各種リサイクル法の普及啓発		見直しを反映したポスターやパンフレット等や各メディアを通じた広報の実施【環境省・経済産業省】				各種リサイクル法に関する認知度の向上
	食品ロス削減国民運動(NO-FOODLOSS PROJECT)の推進		<ul style="list-style-type: none"> 食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開 ロゴマーク「ろすのん」の周知 【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】	消費者意識基本調査に設問を設けることによる、「食品ロス」の認知度の毎年度調査【消費者庁】	食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組の推進及び情報提供【農林水産省】	家庭から発生する食品廃棄物の発生量及び再生利用量等の調査、自治体の優良事例等の情報提供(状況の変化等を踏まえ、調査事項や情報提供事項等について見直しを行う)【環境省】	<ul style="list-style-type: none"> 消費者意識基本調査における「食品ロス」の認知度 平成31年度80.0% (平成25年64.5%) 食品ロス発生量の抑制
	食品ロス削減による環境負荷の算定【環境省】		食品ロス削減国民運動での活用				

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(2) 消費者教育の推進	食育の推進	食育推進基本計画の推進【消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】					食育推進基本計画の推進状況
		第2次計	第3次計画				
		第2次食育推進基本計画の計画期間は平成27年度まで。					<ul style="list-style-type: none"> ・教材の作成・配布の状況 ・日本型食生活の実践に取り組む人の割合の向上 平成27年度 27% (平成25年度 15%) ・農林漁業体験を経験した国民の割合の向上 平成30年度 35% (平成25年度 37%)
		学校における食育を推進するための教材の作成・配付による栄養、食習慣などについての指導の充実【文部科学省】					
		分かりやすく、実行性の高い日本型食生活の推進【農林水産省】					
		食や農林水産業への理解を深める取組の推進(農林漁業体験等)【農林水産省】					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進

消費者教育の推進に関する法律及び消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づき、消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育（消費者が主体的に消費者市民社会の形成に参画することの重要性について理解及び関心を深めるための教育を含む。）及び啓発活動を推進する。

消費者教育の実施に当たっては、消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

地域における消費者教育推進のための体制の整備

国、地方公共団体、消費者団体、事業者・事業者団体や、地域における多様な主体との連携・協働を支援するなど、消費者教育の推進のための体制の整備を図る。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

多くの都道府県・市町村での消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を目指して、目標を地方消費者行政強化作戦に盛り込み、この目標の達成に向けた都道府県の取組を支援、促進する。【消費者庁、関係省庁等】

地域における先駆的な取組を促進し、その成果を全国へ展開する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育の担い手に対しては、国、地方公共団体及び独立行政法人国民生活センター等において、必要な研修の実施、情報提供等を行う。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

「消費者教育の推進に関する基本的な方針（基本方針）」の検討等

消費者教育の推進に関する施策の状況等を踏まえ、消費者教育推進会議等から意見を聴き、必要があれば基本方針を変更する。

なお、現行基本方針は平成29年度までの方針であることから、平成30年度以降を対象期間とする基本方針を検討・策定する。【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】

消費者教育に使用される教材等の整備

年齢、障害の有無、情報の入手方法、読み解く能力の差異等の消費者の特性に応じた適切なものとすることに配慮した消費者教育教材の作成及び収集を行う。【消費者庁】

消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を

行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信を行う。【消費者庁】

教育行政（学校教育・社会教育）と消費者行政の連携・協働（基盤的な情報の整備と体制作り）

学校教育及び社会教育などの教育行政と消費者行政の連携・協働に関する取組状況についての調査を定期的実施し、現状の課題等について、分析を行い、更なる普及・啓発を行う。

また、調査研究などの成果など特色ある取組事例を普及するとともに、先駆的实践者を活用し、地域における消費者教育を推進する上での連携・協働による体制作りを促進する。

消費者庁及び文部科学省が密接に連携し、消費者教育を推進するために、地方公共団体において教育委員会と消費者行政担当部局との連携を図るなど消費者教育の推進体制の整備を促進する。【消費者庁、文部科学省】

学校における消費者教育の推進

1) 小・中・高等学校等における消費者教育の推進

小・中・高等学校等において、学習指導要領に基づき、社会において主体的に生きる消費者を育む教育を推進するため、その周知・徹底を図る。また、中央教育審議会の審議を踏まえ学習指導要領の改訂を行うとともに、改訂された学習指導要領の周知を図る。【文部科学省】

2) 大学・専門学校等における消費者教育の推進

大学生等に対する消費者教育の推進を図るため、全国の大学等に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行い、特色ある取組事例や課題等の情報提供及び啓発を行う。【消費者庁、文部科学省】

3) 消費者教育の人材（担い手となる教職員）の育成・活用

小・中・高等学校等における教職員の指導力の向上を図るため、消費者教育等に関する各教科等横断的プログラムの開発に係る実践研究を実施するとともに、消費者教育の推進に関する調査研究の成果など優れた取組の普及を図る。大学等においては消費者庁からの依頼等に基づき、消費者問題に関する啓発及び情報提供を行う。【文部科学省】

4) 学校における消費者教育の推進

学習指導要領の内容を反映した副読本や教材などの作成、担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業及び教員の指導力向上を目指したセミナーの開催等について、文部科学省や教育委員会と連携を図るとともに、外部の専門家などの協力も得ながら、学校における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、金融庁、

総務省、関係省庁等】

地域における消費者教育の推進

地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進する。

地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援する。

全国の教育委員会に対して「消費者教育に関する取組状況調査」を実施し、現状の課題等の分析を行いつつ、社会教育における教材・手引等を作成するとともに、講座等で活用されるよう促すなどの周知を図り、社会教育施設等地域における消費者教育の推進を図る。【文部科学省】

担当省庁、国民生活センター、金融広報中央委員会が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などを行い、地域における消費者教育の推進を行う。【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

家庭における消費者教育

消費者教育ポータルサイトにおいて家庭でできる消費者教育教材や地方における親子向けの講座の案内の積極的な収集・掲載に努める。【消費者庁】

消費者の自主学習への取組を支援する仕組みの検討を行う。【消費者庁】

事業者・事業者団体による消費者教育

事業者・事業者団体による取組事例を積極的に収集し、消費者教育ポータルサイトに掲載する。【消費者庁】

事業者・事業者団体による消費者教育に関する取組の支援について検討する。【消費者庁】

持続可能な開発のための教育の推進

持続可能なライフスタイルへの理解を促進するため、消費者庁において、倫理的消費等に関する調査研究を実施する。【消費者庁】（27年度、28年度）

金融経済教育の推進

金融に関する基本的な考え方を浸透させるため、金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施する。

各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用する。

金融経済教育用教材の作成・配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣等について、文部科学省等とも連携を図りつつ実施する。

金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談を実施する。【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】

法教育の推進

法教育の推進に向けた次の1)から2)の取組を推進する。【法務省】

- 1) 法教育の更なる普及・推進のため、広報活動や法教育に関する支援活動・助言等を行い、法教育の意義についての理解を広める。
- 2) 法曹関係者、学者、教育関係者等の有識者で構成する法教育推進協議会を始めとする各種会議を開催し、検討・報告された法教育に関する最新の情報、協議の状況等を情報提供することにより、法教育の普及・推進を図る。

各種リサイクル法の普及啓発

小型家電リサイクル法を始めとした各種リサイクル法について、ポスターやパンフレット等の作成や、各メディアを通じた広報を実施し、国民・関係機関に普及啓発を行う。【環境省、経済産業省】

食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）の推進

食品ロスを削減するため、次の1)から4)の取組を推進する。

- 1) 平成25年10月から展開している関係6府省庁（内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省）の連携による食品ロス削減国民運動「NO-FOODLOSS PROJECT」の展開を継続する。【内閣府、消費者庁、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省】
- 2) 食品ロス削減につながる取組に関する情報をウェブサイトやパンフレット等を用いて消費者に普及啓発する。【消費者庁】
- 3) 食品関連事業者による食品ロス削減のための商慣習見直しに向けた検討等の取組を推進するとともに、このような取組の情報提供を行う。【農林水産省】
- 4) 家庭系食品廃棄物における排出抑制・再生利用実態調査、食品ロスの削減による環境負荷の算定、地方公共団体の優良事例等の情報提供を行う。【環境省】

食育の推進

国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食育の一環として、食品の安全性、栄養、食習慣などについての正確な情報の提供等を推進する。

また、平成28年度以降を対象期間とする新たな食育推進基本計画を策定する。【消費者庁、内閣府、食品安全委員会、文部科学省、厚生労働省、農林水産省】

学校における食育を推進するための教材を作成・配付することで、栄養、食習慣などについての指導を充実させる。【文部科学省】

分かりやすく、実効性の高い日本型食生活を推進するとともに、農林漁業体験などにより、食や農林水産業への理解増進を図る。【農林水産省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進	消費者団体等との連携及び支援等	消費者団体等と継続的な意見交換の場を通じた消費者団体等相互の連携強化、現場の意見・政策提言の把握等【消費者庁】					<ul style="list-style-type: none"> 消費者団体等との意見交換の場を通じた意見・政策提言の把握等の状況 地域の消費者団体によるネットワークの構築状況
		地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討【消費者庁】					
		地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施【消費者庁】	地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施【消費者庁】				
消費者志向経営の推進に向けた方策の検討と情報提供等	消費者志向経営を促進する方策の検討【消費者庁、経済産業省】	消費者志向経営を促進する施策の実施【消費者庁、経済産業省】					<ul style="list-style-type: none"> 消費者志向経営を促進する方策の検討状況（意見交換・検討の場を通じた課題の把握等） 事業者等への情報提供等の状況（情報提供を行った回数、情報提供を行った事業社数等） 豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討状況（意見交換の場を通じた消費経済動向の把握等）
		事業者や事業者団体に対する消費者行政に関わる情報提供、消費者志向経営に関する普及・啓発【消費者庁、経済産業省】					
		豊かな消費経済の構築に向けた方策の検討【経済産業省】	豊かな消費経済の構築に係る具体的施策の立案・実施【経済産業省】				
公益通報者保護制度の推進	公益通報者保護制度の推進	公益通報窓口の整備等の促進（説明会の実施、広報資料の作成・配布等）【消費者庁】					<ul style="list-style-type: none"> 法の認知度（大企業労働者、中小企業労働者） <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 43%、34%（約 5 ポイント増、平成 24 年度 37%、29%） 通報窓口の整備（中小企業、市区町村） <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 45%、57%（約 5 ポイント増、40%（平成 24 年度）、52%（平成 25 年度）） ガイドラインの主要項目への準拠状況（事業者） <ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年度 35%（約 5 ポイント増、平成 24 年度 30%）
		制度の見直しも含む必要な措置に係る検討会の開催等【消費者庁】					
		検討結果を踏まえた必要な措置の実施【消費者庁】					

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(3) 消費者団体、事業者・事業者団体等による自主的な取組の支援・促進

消費者団体等との連携及び支援等

消費者団体等と継続的な意見交換の場を設け、消費者団体等相互の連携強化や消費者問題の実情に関する現場の意見・政策提言の把握とその活用に努める。

地域において公益的な活動を行う消費者団体の育成及び支援の在り方を検討する。

高齢者等の地域の見守りネットワークの構築・推進など、地域の様々な主体との連携・協働により、消費者団体が十分に力を発揮できるよう支援する（地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進モデル事業の実施（27年度）、地域の消費者団体によるネットワーク構築・推進事業の実施（28年度以降））。【消費者庁】

消費者志向経営の推進に向けた方策の検討と情報提供等

消費者志向経営を推進するため、事業者にも有益となる消費者志向の意義、推進に向けた方策の在り方等について検討し、それを踏まえて推進する。

事業者や事業者団体に対し、自主的な取組の促進のため、消費者行政に関わる情報提供を実施するとともに、消費者志向経営について普及・啓発を行う。【消費者庁、経済産業省】

先進的消費者を始めとした消費者による豊かな消費を促すため、消費に関する様々な制約が解消されるとともに、消費者が真に求める商品やサービスが事業者や事業者団体から提供されるといった豊かな消費経済の構築に向けて、まずはそのための方策について検討を行う。【経済産業省】

公益通報者保護制度の推進

公益通報者保護法について、説明会の実施等による法の周知・啓発を引き続き図り、事業者・行政機関における通報・相談窓口の整備等を促進し、コンプライアンス（法令遵守）に係る取組の強化を図る。また、制度の実効性の向上を図るため、制度の見直しを含む必要な措置の検討を早急に行った上で、検討結果等を踏まえつつ必要な措置を実施する。【消費者庁】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保	競争政策の強力な実施のための各種対応	価格カルテル・入札談合等への厳正な対処と的確な企業結合審査の実施【公正取引委員会】					法的措置の実施件数、企業結合審査の実施状況
	公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保	<p>< 公共料金における中長期的課題の検討、実施 > 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金適正性の確保に向けた課題に関する検討、実施 【消費者庁、消費者委員会、各公共料金所管省庁】</p> <p>< 決定過程の透明性及び消費者参画の機会の確保 > 電気の小売料金全面自由化に向けた、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保に関する検討、情報提供の推進【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(東京電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(関西・九州・東北・四国・北海道電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p> </div> <div style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>< 料金適正性の確保 > 電気料金値上げ後のフォローアップ(中部電力)【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】</p> </div> </div>					公共料金等の決定過程における消費者参画及び料金適正性の状況

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

競争政策の強力な実施のための各種対応

一般消費者の利益の確保のため、独占禁止法等に基づき、競争政策を強力に実施し、価格カルテル・入札談合等に厳正に対処するとともに企業結合審査を的確に実施する。【公正取引委員会】

公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

各省庁が所管する公共料金等について、決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保に向けた課題を検討し、実施する。【消費者庁、消費者委員会、各公共料金等所管省庁】

特に、電気の小売料金全面自由化に向けて、決定過程の透明性確保及び消費者参画の機会の確保について検討するとともに、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができるよう、小売全面自由化の実施に際して、小売事業者が提供するサービスの内容に関する消費者の理解を増進するための情報提供の推進等の取組を行う。

また、料金適正化の観点から、電力会社ごとに、値上げされた電気料金のフォローアップを計画的に行う。【消費者庁、消費者委員会、経済産業省】

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	低炭素社会作りに向けた国民運動の推進						ウェブサイト「気候変動キャンペーン「Fun to Share」」のアクセス (平成26年12月、1日当たり平均アクセス数約6,600) ・国民運動「Fun to Share」への賛同数(宣言数)(平成27年3月現在約4,400)
	循環型社会形成に向けた情報提供事業						ウェブサイト「リ・スタイル(Re-Style)」の更新回数、アクセス数(1日平均600回)
	循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等						「環境にやさしい買い物キャンペーン」の参加都道府県数、流通業者等の数、3R促進ポスターコンクールへの応募数(現状維持) (平成26年度 47都道府県、47社(55,064店舗)、応募数10,289件)
	経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進						・生物多様性民間参画パートナーシップへの参加団体数 ・ガイドブックを利用したイベント等への出展回数

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

	施策名	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	K P I
(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進	有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進	<消費者理解に向けた施策の展開> 食料・農業・農村基本計画を踏まえた具体的施策の構築・促進【農林水産省】					消費行動や事業活動の推進に資する施策の実施状況
		<有機農業推進法等> 有機農業・有機農産物等に関するセミナー、ポータルサイトによる情報発信、消費者との交流等【農林水産省】					
		<有機JAS制度における表示の適正化及び啓発> ウェブサイト、パンフレット等による、有機JAS制度に関する表示の適正化、消費者等への啓発【農林水産省】 国内での生産実態を踏まえた現行の有機JAS規格の見直し（平成28年度）【農林水産省】					
		生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの作成【農林水産省】	<ソフトウェアの提供> 生産行程管理記録の作成のためのソフトウェアの生産者への提供【農林水産省】				
			既にも有機JAS認定を取得している生産者への提供【農林水産省】	有機JAS認定の申請予定者への提供【農林水産省】			

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

低炭素社会作りに向けた国民運動の推進

低炭素社会作りに向けた国民運動「Fun to Share」の中で、オフィスや家庭などにおけるCO₂削減に向けた具体的な行動を提案し、引き続き、その行動の実践を広く国民に呼び掛けていく。また、低炭素キャンペーンの運用状況を見つつ、仕様を随時改善する。【環境省】

循環型社会形成に向けた情報提供事業

ウェブサイト「リ・スタイル(Re-Style)」を定期的(1か月に1回程度)に更新し、適時に改善を行い、ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するために日常生活においてできることなどについて分かりやすく情報提供することにより、3Rに係る普及啓発を図る。【環境省】

循環型社会に向けた普及啓発事業の実施等

循環型社会に向けて、以下の取組を実施する。

- 1) 「3R推進全国大会」を開催し、参加者一人ひとりが自らのライフスタイルを見直す機会を提供する。
- 2) 「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、3R行動の実践を呼びかける。
- 3) 「新・ゴミゼロ国際化行動計画」に基づき、廃棄物の発生抑制に優先的に取り組む。
- 4) 「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及び「資源循環技術・システム表彰」を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。【環境省、経済産業省】

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進

経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るため、国内外の先進的な取組事例を収集し、事業者や消費者に必要とされる具体的な取組を促すとともに、行動を促進するために必要な措置を検討しつつ、情報発信や普及啓発を図る。

具体的には、先進的・模範的な取組事例の収集等を行い、平成21年度に定めた多くの業種に共通する一般的な指針である「生物多様性民間参画ガイドライン」と併せて普及を進めることで、個々の事業者によるサプライチェーンも考慮した自主的な取組の促進を図るとともに、事業者間及び多様な主体間の連携・協働を促進する。【環境省】

生物多様性基本法において「生物の多様性」とは、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在することとされてい

る。

また、生物多様性に配慮した農林水産物であることを表す「生きものマーク」について、事例集及び活用のための手引（生きものマークガイドブック）の提供を通じて、農林水産業と生物多様性の関係について国民理解を促進する。【農林水産省】

農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組を総称して、「生きものマーク（生物多様性に配慮した農林水産業の実施と、産物等を活用してのコミュニケーション）」と呼んでいる。

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物の理解と関心の増進

有機農産物を始めとする環境に配慮した農産物については、「食料・農業・農村基本計画」に則し、生産者、流通・販売業者や消費者との間の連携・交流の推進、環境保全型農業に取り組む農業者の顕彰など、生産から流通・販売、消費にわたる多様な取組を総合的に展開することを通して、消費者の理解と関心を増進する。

特に、有機農業については、有機農業推進法及び同法に基づく基本方針に則し、有機農業の啓発を図るセミナーの開催、有機農業の産地等を紹介するポータルサイトの開設、生産者と実需者のマッチングフェアの開催等を支援する。

また、有機JAS制度について、表示の適正化を図り、消費者等への啓発を行うとともに、有機JAS認定取得に必要な生産行程管理記録を簡易に作成できるようソフトウェアを作成・提供する。【農林水産省】